

長浜市商工会からのお知らせ

2022/3/15 第14号

長浜市商工会

TEL : 0749-78-2121

FAX : 0749-78-1300

～お役立ち情報～

<目次>

- ・滋賀県事業継続支援金（第4期）のご案内
- ・長浜市DX実証実験プロジェクト事業補助金公募型プロポーザルについて
- ・雇用保険の保険料率が引上げになります
- ・令和4年度の協会けんぽの保険料率は3月分（4月納付分）から改定されます

滋賀県事業継続支援金（第4期）のご案内（※申請開始日が発表されました。）

【支給対象者】新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける県内中小企業等・個人事業主のみなさまのうち、国の「事業復活支援金」を受給し、県内に事務所または事業所を有する方。

※国の「事業復活支援金」を受給していない事業者は対象外です。受給されていない事業者は、まずは国の「事業復活支援金」の申請をご検討ください。

【支給額】中小企業等：20万円 個人事業主：10万円

※第1～3期と第4期は重複受給可能です

【申請期間】令和4年3月16日（水）から7月中旬まで

【申請方法】オンライン申請のみ（郵送不可）

【お問い合わせ先】事業継続支援金コールセンター（0570-200-575）（平日9:00～17:00）

詳細は滋賀県HPをご覧ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/shien/syoukouroudou/323459.html>

長浜市DX実証実験プロジェクト事業補助金公募型プロポーザルについて

今回、長浜市では、地域課題の解決や市民生活の質の向上を、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組により迅速に実現するため、また、新しい技術の早期の社会実装につながるサービスやビジネスの展開を加速させるため、本市をフィールドにデジタル技術を活用した実証実験に取り組むプロジェクト実施者を対象として、補助金交付を行う事業を実施されます。

このたび、本補助事業に係る実証実験を行うプロジェクト実施者の選定にあたり、公募を開始されましたのでお知らせします。

【補助対象事業】

※以下の3つの事業いずれも展開するプロジェクト

- (1) 本市の地域課題の解決や市民生活の質の向上につながるデジタル技術を活用した事業
- (2) 本市をフィールドに取り組む事業
- (3) 本市が示す応募テーマに取り組む事業（※別紙「個別応募テーマ一覧」参照）

【補助対象期間】

補助金交付決定日から令和5年3月3日又は事業完了した日のいずれか早い日まで

【補助率及び限度額】

補助対象経費の2/3以内、1件あたりの上限300万円

【エントリー期間】

令和4年4月18日(月)17:00まで

【お問い合わせ先】

長浜市デジタル行政推進局

TEL: 0749-65-6581 FAX: 0749-65-8555

E-mail: digital@city.nagahama.lg.jp

詳細は別紙添付資料、長浜市HPをご確認ください。

市ホームページURL: <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000011150.html>



雇用保険の保険料率が引上げになります

雇用保険料が令和4年4月、10月に2段階で引上げとなります。現在の雇用保険率は(農林水産・清酒製造・建設の事業を除いた)一般の事業で0.9%です。

この0.9%は1年の間に支払った賃金額に乘じられ、労災保険料とともに(年度途中で事業が開始したものや延納の申請をしたものを除き)1年に1度徴収されています。

この中には「労働者の給与から徴収する分」・「事業主が負担する分」・「雇用保険二事業に充てられる分(こちら事業主負担)」が入っています。

変更内容は以下の通りです。

一般の事業の場合	①労働者負担	失業等給付の保険料率	育児休業給付の保険料率	②事業主負担	失業等給付の保険料率	育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+②雇用保険料率
令和3年度	3/1,000	1/1,000	2/1,000	6/1,000	1/1,000	2/1,000	3/1,000	9/1,000
令和4年4月～令和4年9月	3/1,000	1/1,000	2/1,000	6.5/1,000	1/1,000	2/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
令和4年10月～令和5年3月	5/1,000	3/1,000	2/1,000	8.5/1,000	3/1,000	2/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000

令和4年度の協会けんぽの保険料率は3月分(4月納付分)から改定されます

令和4年度の協会けんぽの保険料率が改定されますのでお知らせします。

令和4年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月納付分)*からの適用となります。

*任意継続被保険者及び日雇特例被保険者の方は4月分(4月納付分)から変更となります。

	令和4年度	令和3年度
滋賀県(健康保険料率)	9.83%	9.78%
全国一律(介護保険料率)	1.64%	1.80%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、全国一律の介護保険料率(1.64%)が加わります。

詳細は全国保険協会HPをご確認ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r4/220202/>